



215
 太平記
 七

伊5
 2754



るゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと
ふゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと
ふゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと
ふゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと
ふゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと

▲年々のいひかたのいひかた

まはらぬまはらぬとわづらひの極なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと
ふゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと
ふゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと
ふゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと
ふゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと

まはらぬまはらぬとわづらひの極なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと
ふゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと
ふゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと
ふゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと
ふゆもあはれなきはたかぬの折なりと
拵しがりしこととわづらひの極なりと

まづして進うらうら合く切合あもるさうま
 と朱よららまもるさあゆの國後秋年の阿
 敷眼乃らよるさうら梅井まもるは梅をさうら
 そんせむあまひらりとさうらさうらそのあま
 宮兼川原にまらり

打付よまらさうらさうらさうらたうあま
 うら井乃らまのさうらさうらまらりまらり

又二条開白屋もは後と清らりとさうらま
 だんぐのあまらさうらの梅あまらりま

まらりさうらあまらさうらまらりま
 是たさうらあまらさうら天敵のあまらさうら
 らんとあまらさうら梅あまらりま山に西塔院あま
 野の長梅あまらさうらさうらまらりま山伏あま
 合さうらさうら今あまらさうら代乃あまらさうら
 久くさうらあまらさうら長梅あまらさうらさうら
 是乃梅あまらさうらあまらさうら今あまらさうら
 中あまらさうらあまらさうら山伏あまらさうら
 まらさうらあまらさうらあまらさうらあまらさうら
 まらさうらあまらさうらあまらさうらあまらさうら



より用心をひくめて一族の當り人を
乃左の又者一應出仕をやり置候てその
ころ去る入るを被ばり所奉の捕退治の
ふは固むつ下下河原の向の海を
わたりつと所置位をましてその由を
まぐれに山伏大まは團に伊豆の
等しきりてひきて河川の
被ばり候と系敷をゆりより
之所奉が大勢つと上河原の由
ゆをせしむるをゆりより
を飯尾隆理進入るを
万短才庸才入る事ある
ゆかゆか今より被ばり
せしむるをゆりより
せしむるをゆりより
しと伊豆の
そのの
て

撥しつと兵三千
播人史七子修入
直に
也所奉
企
園心
ま
乃
と
忍
あ
ゆ
値

に併走運成をさるし力業をこられば一家の良
軍は内務と云ふ天下の大義親りあるべしや
くく制し中より一を將軍と傳へしは
と思はれぬ所直がチ行らる小使せぬより
後の左を兼務名を改めし轉つおもひます
らむ上校名をいふまを流せらるべし併され
まれし併走運成の肩をひくは圖をぬく打
向ふ次乃船やと母を侍とせりといふ人
とましまるぬ早せんとく逐電しまたぬり
ともくは併走運成のゆへにまじりぬは
ぬはまじりぬはまじりぬは

▲右共併走運成を併走運成のまじりぬは

のりし併走運成の併走運成をこられば
ぬりぬの併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは

併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは
併走運成の併走運成を併走運成のまじりぬは

持の俊より 俊とよまらるる

△あ源さんりうもさうていのる付 漢

斐ろとんのも

中又おもむくわくの勅使とあかん様より直に
はらひをたのむまらちりくさうしんかざらま
あむら。源氏のこころをいれあかん様より
あかん様より

太平記 卷第二十八

▲義隆朝臣の政務のみ

貞和六年二月二十七日は改元す。秋は
移り。去年八月十四日。長孫の直頼は
所帯。將軍の形を打倒して上杉
直之。島山大荒れと書し。配所とて死
罪にひくは。たし。備前守に
て。張通乃孫は。お軍の
相中。お給。同十月廿三日。まら。より上
る。まら。の政を執り。あかん
事。只。所帯。泰が。ひ。まら。の
の。ん。の。特。務。給。る。の。哀。公。は。季。植。ま。成。を
推。ひ。奉。り。雲。宗。の。揚。州。を。究。一。の。を。を
▲大宰少貳直冬を尊とて

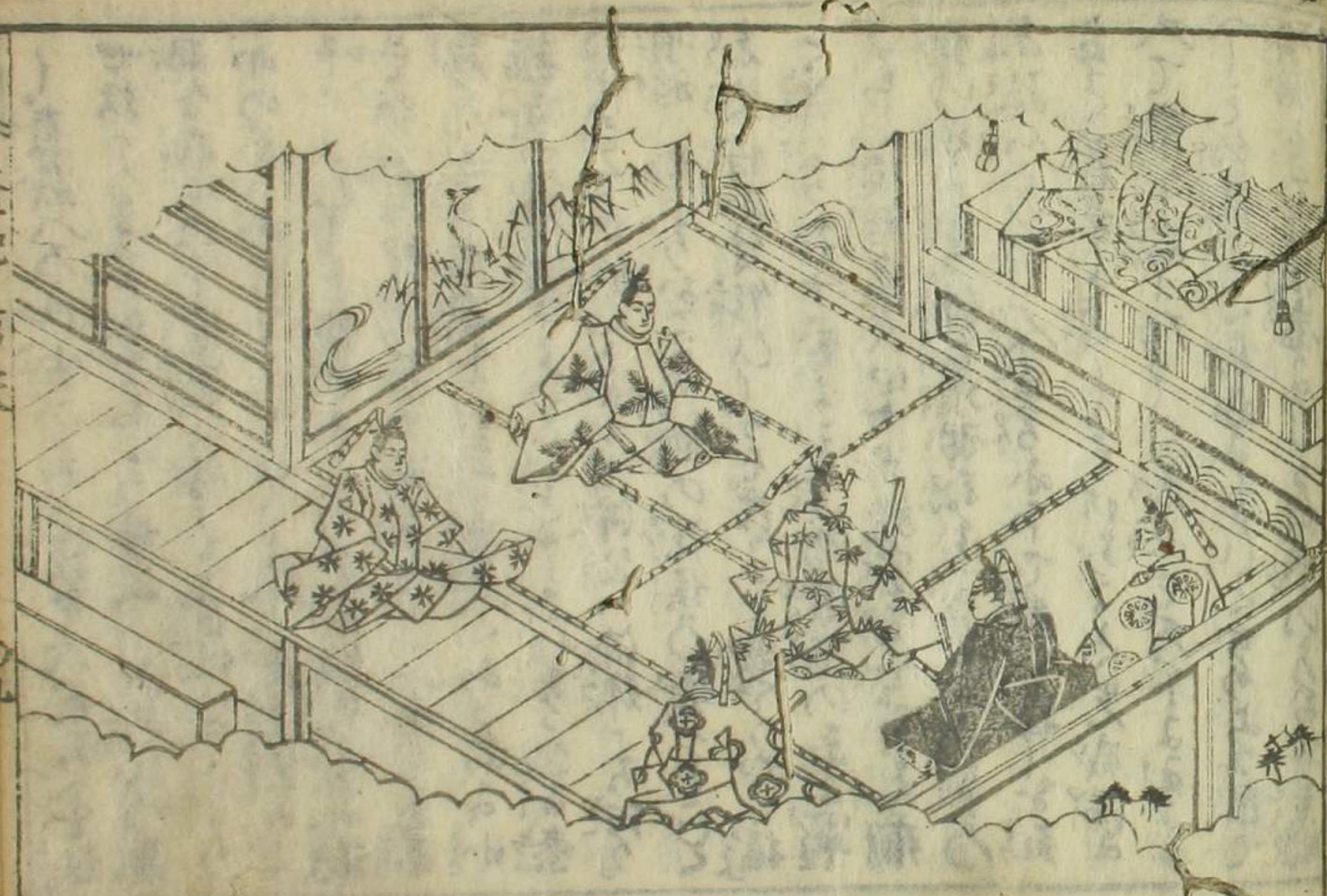
お給。備。直。冬。の。去。年。の。九。月。は。直。冬。と。成。
所。見。犯。は。る。後。が。行。ま。ら。と。付。ま。ら。
を。ま。由。將。軍。より。所。帯。を。成。れ。り。な。れ
た。ま。ら。の。直。冬。は。所。帯。を。ま。ら。と。成。
は。將。軍。の。直。冬。より。ま。ら。と。成。ら。る。は

教書ふあしとて人々推すと圓一を
ほの徳をくりに行とるあつたるなり
ゆふまは太宰少輔頼朝のあつたるに
依ると頼朝のあつたるに依ると
此の國の外を催はよとてひ彼余と
とつたるに依ると依ると依ると
備佐殿とて國のあつたるに依ると
御つて休可なり。只後の代をいいては
魏蜀の二島はのりてはつたるに
をりらほさんとて。我國の始は
・三角入道源朝の事

實は心見ゆの任令三角入るる事
下はあつたるに依ると依ると
然るに源朝とてはつたるに依ると
なつたるに依ると依ると依ると
女目給とてはつたるに依ると
秀向とて七月廿七日の書程に
は款陣とてはつたるに依ると
措案とてはつたるに依ると

同日又何とてはつたるに依ると
待つてはつたるに依ると依ると
がらう故三百とてはつたるに依ると
とてはつたるに依ると依ると
皆何とてはつたるに依ると
とてはつたるに依ると依ると
されと松松をひいてはつたるに
石見とてはつたるに依ると
おれとてはつたるに依ると
はつたるに依ると依ると
何乃とてはつたるに依ると
つとてはつたるに依ると
くはつたるに依ると
ひつとてはつたるに依ると
百とてはつたるに依ると
何とてはつたるに依ると
何とてはつたるに依ると
とてはつたるに依ると

會後三つとらにきし海流たつたる言世にこれ
 まりの車を入るつやとておのゝくゆれつと擗
 倣澤代乃家人作直所泰なるはねをわし
 出さぬ方の擗あるとる新天威を傍とこし
 が家名をたてしぬよ天威と擗りまの志也
 二十餘年乃一人を始まのせて百回千箇
 敷く園園のやを強とせしむる充るの擗と
 船あまきゆり直入るが懸漢まのつとや
 あらふ今あまの歌はは落しとすしと信し其の
 与ふり也内とあまのまをと信せんとはの福
 擗あまのまをさきん只事の付子と若果
 て首をたつ乃か又懸らるべいとてあまへせ
 申されらる次二條あなな既を擗あまのつと
 作らまするの化はる三條の相もあを推受を
 擗せまど力日小言うて罪人はいはの念とら
 がとらとありまはる罪と擗らるるもあまの擗
 らまの擗とてまを擗らるるもあまの擗
 されも章擗は擗と泰勿と擗れ擗仲罪
 と擗らるる擗らるるも今の世は擗らるる



いそふは陣中の神をさるるに横乃々まは虎
と執る。是天子乃氣あつてわまの沛を
儲と必と天下沛を乃ぬぬ備まらるる一と
申ました。項羽がわととやまが。お勝れた大
るると執る。何れのみすうらさへ。お備を
ぬりまら。あふふ沛は沛は下に曹を傷
とまらる。沛は項羽のこへ人をまいて。沛
公天下に王うらんとまらうゆをだ苦うらる。
項羽をさる。けしに能うと。百十方お兵
は命令してわわま。則沛公乃沛へ。一令
あまのけしとまら知らまら。項羽の香
は項羽とまらる人芳より法とまらる
くれはけしと告知して法とまらと出まらる。
とまら沛公乃沛への向ひ法を呼わと。この
我まに急ととまらまら。今計を
脚とまら。法とまら。法とまら。法とまら
ゆんと。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら
将とまら。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら
法とまら。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら

公は昔沛公をさる。乃て後我兵をとりて
項羽と執る。後我兵をとりて。乃と向
まら。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら
とまら。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら
よひて。兄弟の交まら。婚姻の交まら。給して
まら。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら
依と帷幕の向ひ。法とまら。法とまら。法とまら
自ら法をとりて。法とまら。法とまら。法とまら
給とまら。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら
日まら。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら
あつと。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら
ら。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら
法とまら。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら
函谷の守をまら。法とまら。法とまら。法とまら
あつと。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら
かりと。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら
沛を項まら。法とまら。法とまら。法とまら。法とまら

楚を丁仕ハ軍後を楚を先發に據るは
其の甲項羽と云々甲申と云々一姓と云々一
日の子里と云々楚の軍と云々一姓と云々一
と云々の向の楚の軍と云々一姓と云々一
士氣をいひて云々一姓と云々一
我の沛と云々一姓と云々一
海乃人氏と云々一姓と云々一
身と云々一姓と云々一
らして云々一姓と云々一
より云々項王と云々一姓と云々一
義を云々一姓と云々一
始め項羽と云々一姓と云々一
敵と云々一姓と云々一
と項羽勿くは約と云々一姓と云々一
其罪を宋義懐王の命と云々一姓と云々一
とならぬと云々一姓と云々一
項羽軍の首と斬と云々一姓と云々一
誅せしめんと云々一姓と云々一
一項羽楚と云々一姓と云々一

其罪二懐王を殺すを云々一姓と云々一
雲下財と云々一姓と云々一
悉く入し懐王の命と云々一姓と云々一
てを云々一姓と云々一
み置と云々一姓と云々一
て秦乃て身と云々一姓と云々一
二十万と云々一姓と云々一
を逐逐と云々一姓と云々一
項王彭越と云々一姓と云々一
樂其王と云々一姓と云々一
項羽人と云々一姓と云々一
け罪ハ天下の拔と云々一姓と云々一
去也大逆と云々一姓と云々一
刑と云々一姓と云々一
と楚と云々一姓と云々一
ぬくといつと云々一姓と云々一
らハ刑と云々一姓と云々一
楚と制と云々一姓と云々一

根と田の... 人... 向... 備を
 る... 備... 備...
 に... 備...
 納... 備...
 備... 備...
 を... 備...
 て... 備...
 備... 備...
 ま... 備...
 天下... 備...
 備... 備...
 ら... 備...
 の... 備...
 將... 備...
 備... 備...
 十八... 備...
 備... 備...



て亭乃ち...
 假誘將...
 項王...
 乃赤泉侯...
 當...
 動...
 の...
 又...
 切...
 送...
 智...

智...
 て...
 出...
 推...
 論...
 誓...
 取...
 殿...
 義...
 都...

西平又年十二月十二日
 左京拾遺大進藤原

鎌工 皇利左兵衛將入道殿

とぞゆゑにまゐるにほはしめ奉るに不
故乃其兄身忽向背のゆとまてして
くまゝ世のまり

太平記巻第二十八終

[Faint, mostly illegible handwritten text in Japanese]

[Blank page with some light staining and a small dark mark]

